

「生命共済制度」(16)自家給付制度規定

久留米商工会議所独自の自家給付制度は、運営費の一部によってまかなわれているものです。

1. 制度内容

- (1) 6大生活習慣病、ガン以外の病気入院見舞金
加入者本人が、加入後1年を経過した後に6大生活習慣病、ガン以外の病気により10日以上入院した場合
(同一疾病の場合は、保険期間に1回限りとする)
- (2) 傷害通院見舞金
加入者本人が、加入後1年を経過した後に不慮の事故を原因とし5日以上以上の通院をした場合
(同一傷害の場合は、保険期間に1回限りとする)
- (3) 結婚祝金
加入者本人が、加入後1年を経過した後に結婚した場合
- (4) 出産祝金
加入者またはその配偶者が、加入後1年を経過した後にお子様が生まれた場合
- (5) 成人祝品
加入者本人が、加入後1年を経過した後に成人(成人年齢20歳)した場合
- (6) 満了祝品
加入者本人が加入後1年を経過した後に、70歳満了を迎えた場合

※加入者が生命共済制度支払い事由に該当し、保険金、給付金を受けられた場合は、上記(1)、(2)の給付については、該当しない。

2. 支給金額

- (1) 6大生活習慣病、ガン以外の病気入院見舞金
1口 一律 5,000円
- (2) 傷害通院見舞金
1口 一律 5,000円
- (3) 結婚祝金
1口 一律 5,000円
- (4) 出産祝金
1口 一律 5,000円
- (5) 成人祝品
記念品贈呈
(加入口数×5,000円相当)
- (6) 満了祝品
記念品贈呈

3. 基準日

- (1) 病気入院見舞金・・・入院初日
- (2) 傷害通院見舞金・・・通院初日
- (3) 結婚祝金・・・・・・・・入籍日
- (4) 出産祝金・・・・・・・・出産日
- (5) 成人祝品・・・・・・・・その年の該当者
- (6) 満了祝品・・・・・・・・その年の該当者

但し、口数は、基準日の口数とし、その口数が1年以上継続していることとする。

4. 対象期間

前々年度5月1日以降～現在（保険期間：5月1日～翌年4月30日）

5. 提出書類

- (1) 6大生活習慣病、ガン以外の病気入院見舞金
請求書、入院証明書（コピー可）または報告書と入院期間がわかる領収書
- (2) 傷害通院見舞金
請求書・事故状況報告書・医師による診断書（コピー可）または通院日数がわかる領収書
- (3) 結婚祝金
請求書並びに婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本（コピー可）など
- (4) 出産祝金
請求書並びに出産日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票または母子手帳（コピー可）
- (5) 成人祝品 不要
- (6) 満了祝品 不要

6. 制度発足

平成2年5月1日より施行
平成15年5月1日一部改定
平成17年5月1日一部改定
平成22年5月1日一部改定
平成31年5月1日一部改定
令和4年6月1日一部改定
令和6年1月1日一部改定